

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の改定について

2024年3月28日
関西電力送配電株式会社

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
さて、2024年4月から再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱を改定いたしますので、お知らせいたします。

【主な変更内容】

- **発電側課金制度の導入に伴う受給条件の設定**
2024年4月より発電側課金制度が導入されることから、発電側課金制度に係る料金単価や契約、料金算定方法および支払い等の供給条件を新たに設定
- **納付書払の取扱いについて規定**
2024年4月1日以降、新規で納付書払の受付を廃止することを規定
- **交付金相当額積立金の新規規定**
「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事法等の一部を改正する法律」により改正される再エネ特措法により、「交付金相当額積立金」の新規規定

変更内容については、以下よりご確認いただきますようお願い申し上げます。

リンク：[\(2024年4月1日実施\) 再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱](#)

以 上